

第1条 (総則)

本規約は特定非営利活動法人環境共棲住宅「地球の会」(以下、当法人という)の目的を理解し、主旨に賛同した法人ビルダー会員のための規約とします。

第2条 (会員規約の変更)

1. 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

第3条 (入会申込)

1. 入会の申込をするものは、当法人が別に定める年会費を払込み、会が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出することとします。

第4条 (入会の成立)

1. 入会希望者が次の各号のすべてに該当する場合のみ入会は成立します。

- (1) 当法人に加入する会員2社の推薦状がある場合
- (2) 理事会で3分の2以上の賛同が得られた場合
- (3) 入会金および初年度年会費の入金を事務局が確認した場合
(2007年6月1日改定)

第5条 (入会申込の拒絶)

1. 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。
 - (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
 - (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
 - (3) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合
2. 前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を通知するものとします。

第6条 (会員資格有効期間)

1. 会員資格有効期間は、入会后1年間とします。
2. 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とします。

第7条 (会員の権利)

1. 会員資格の有効期限内において、当法人の活動・事業に参加し、会報・レポート等の情報を受け、各勉強会情報交換の場に参加するなど当法人が会員に対して行う諸サービスを受けることができます。

第8条 (会員の資格継承)

1. 会員は合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承したビルダー会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 第5条(入会申込の拒絶)の規定は前項の場合についても準用します。

第9条 (会員の氏名及び名称等の変更)

1. 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに

書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。

2. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第10条 (会員資格の喪失)

1. 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき。

第11条 (会員資格の停止・除名)

1. 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または除名することがあります。この場合には、当法人は、当該会員に対し、支払済みの会費等の金員を返還しないこととします。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (7) この会員規約に違反した場合
- (8) その他、当法人が会員として不相当と判断した場合

第12条 (会員資格の解除、退会)

1. 会員は当法人に対し、書面で通知することにより、任意に会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。

2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、すでに支払済みの会費等の返還を受けることができません。

第13条 (会員資格の継続)

1. 会員資格有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知します。

2. 会員資格は、当法人の定める方法による会費の払込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとします。

3. 一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第14条 (会員証の発行)

1. 当法人は、会員に対し1枚の会員証を発行します。

2. 会員証の有効期間は会員資格有効期間内とします。

3. 当法人の活動、事業に参加する場合は会員証を営業拠点内に掲示してください。

4. 会員証は当該会員以外のものに使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。

5. 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、当法人に返却するものとします。

第 15 条（商号及び商標等の利用）

1. 当法人が定めた商号及び商標等を利用する場合は、次の号にあてはまる場合とします。

（1）パンフレットやホームページ、情報誌等における、当法人の紹介を目的とする活動での使用

第 16 条（会員資格有効期間終了に伴う措置）

1. 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知のあとも、当法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに清算することとします。

第 17 条（損害賠償）

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。

2. 会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続されます。

第 18 条（規定の追加）

1. 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。